

先住民の災害避難と移住

文化人類学的災害研究においては、これまでの災害経験や災害をめぐる記憶や伝承が人々と災害の関係について考える糸口であることが明らかにされる。そして、災害が単に自然環境や人が手を加えた環境に由来する破壊を起こす物理的な素因／力の作用であるだけでなく、また社会的な影響をもたらすものであると捉える新たな側面も、そこに見えてくる。

筆者が調査地である台湾南部・高雄市の先住民ブヌンの居住地で行った聞き取り調査で、被災した住民たちからよく聞いたのは、これまで住んできた山地から平地に移住することへの抵抗感、あるいは山地に住み続けることの民族としての責任や誇りのような感情に基づく思いである。そしてこれまで自分たちが生活してきた活動の領域が為政者（大日本帝国、中華民国）によって狭められ、規制されてきたという感情の吐露である。

台湾先住民の土地と移動

台湾先住民は現在、中央政府が認定している 16 民族に分かれており、いずれもオーストロネシア語族に属する言語を有している。全人口の約 2.7%だが、それぞれの民族によって言語、社会制度、文化が異なる。17 世紀のオランダ統治時代から 18 世紀の清朝統治期に中国大陆から台湾への漢人の大規模な流入によって、山地や東部に多くが居住することになった。生業は焼畑と狩猟・漁労で文字を持たなかった。主食は粟で、粟を育てる農作業によって 1 年の周期がめぐっていく。山地で生活をする先住民は、その場所の自然環境に適応し、農耕に適した土地を選び、焼畑を行ってきた。焼畑は定期的に耕地を休ませる必要があるため、耕作地が変わっていく。それにともなって作業小屋を建てたり、その作業小屋を基盤にして新しい住居を作ったりして生活してきた。つまり、焼畑という農耕は移動とともに行われていく生業スタイルとも言える。また、耕作に適した耕地が不足すると、家族単位で新天地を探して、集団で移住していくこともある。このようにしてブヌンの人々は活動領域を拡大していった。台湾は最高峰である玉山（日本統治時代は新高山と称した）を中心に南北に中央山脈が連なっており、ブヌンの人々はももとの居住地（ブヌン語でマイアサン）である玉山山麓（現在の南投県）から山を伝って南部、東部へと移住を進め、東部は現在の花蓮県や台東県、南部は高雄市まで活動領域を拡大してきた。

東部では別の先住民であるアミやプヌマ、南部ではサアロアやカナカナブなどの領域と重なり、時折小規模な衝突が発生したが、概ね平和裡に領域を拡大してきたという。

筆者の調査地である高雄市のブヌン村落は、もともとサアロアと呼ばれる民族が住んでいたが、疫病の流行で人口が減少したため、土地に余裕があり、物資の交換や貢物などのやり取りを繰り返し、現在の土地で暮らすようになったという。

災害における土地と移動

その後、先住民の土地と移動に劇的な変化をもたらしたのは日本による統治である。日清戦争によって新しい領土となった

台湾を統治するため、台湾総督府は台湾住民の生活や社会、文化を把握するため、「旧慣調査」を行って、合理的かつ効率的な統治を進めようと考えた。もちろん、この調査は台湾全土を対象としていたため、漢人だけでなく、先住民についても行われた。

台湾総督府は調査に基づき、統治を効率的に行うため、山間部に分散して生活する先住民を集めて集落を作り、警察と学校を作って管理体制を整えていった。小学校の教師は警察官が務めた。筆者の調査地でも 1940 年代に「瑞穂村」と名付けられた村落が作られ、小学校が作られた。

総督府の集団移住政策は、こうして台湾各地の先住民に対して行われた。しかし、生活環境の変化によってマラリアなど新しい疫病が流行したり、先住民が慣れない水稲栽培を推奨したため水の管理も難しく収穫量が減ったり、先住民の生活習慣や文化にも大きな影響を与えることになった。また、それまでの集落の伝統的なリーダーが、日本の統治者と意思疎通を図るため日本語が話せる若い世代が警察から任命されて交代させられるなどしたため、集落の伝統的な機能も失われていくことになった。

筆者も世話人を務める「台湾原住民族との交流会」は昨年、東京で例会を開催した。その際、講演を行った成功大学のタイバン・ササラ教授（ルカイ族）は、2009 年に発生した八八水害による平地への移住や、日本統治期における集団移住が先住民に与えた影響について、当事者として自身の集落の状況を報告した。日本統治期の集団移住によって標高の低い土地で生活することは、そこで生息する動植物も変化することになり、それまで積み上げられた経験や伝承されてきた在来知が適用できない環境で生活することを余儀なくされ、民族の社会や文化の存続の危機に面することになるという指摘を行った。

2007 年に採択された国連の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」では、第 10 条に「先住民族は、自らの土地または領域から強制的に移動させられない。関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われぬ。」と規定されている。また、2005 年に制定された台湾の「原住民族基本法」でも、第 32 条に「政府は、緊急で明確な危険がある場合をのぞき、原住民族をその土地から強制的に立ち退かせてはならない。」（石垣 388 頁）と規定されているのである。

これまでの先住民の歩んできた歴史と現状をこうして考察してみると、先住民の土地と移動が先住民の生活や文化にどれほど大きな影響を与えてきたのかを知ることができる。

[参考文献]

- 石垣直 (2011) 『現代台湾を生きる原住民：ブヌンの土地と権利回復運動の人類学』、風響社。
国際連合「先住民族の権利に関する国際連合宣言」http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf (2026 年 4 月 1 日確認)。